

# 法華經為字和訓考 ——資料篇(五)——

田 島 篩 堂

夫氏『重複法華經方便品解題』昭56年による)

(8) 立本寺藏妙法蓮華經古点の為字訓

立本寺藏妙法蓮華經古点による訓読及び所在△頁・上下・行▽

(9) 龍光院藏妙法蓮華經古点の為字訓

龍光院藏妙法蓮華經古点による訓読及び所在△頁・上下・行▽

(10) 足利本仮名書法華經と所在△卷・行▽

足利本仮名書法華經と所在△卷・行▽

(11) 心空刊倭点法華經と所在△卷・行▽

心空刊倭点法華經と所在△卷・行▽

(12) 日遠撰文段經妙法蓮華經

日遠撰文段經妙法蓮華經

(13) 文段經妙法蓮華經の為字訓

文段經妙法蓮華經の為字訓

(14) 頂妙寺藏版妙法蓮華經(天保五年刊)

頂妙寺藏版妙法蓮華經(天保五年刊)

(15) 頂妙寺藏版妙法蓮華經(明治改訓版、明治一九年刊)

頂妙寺藏版妙法蓮華經(明治改訓版、明治一九年刊)

(16) 頂妙寺藏版妙法蓮華經(昭和新版、昭和四七年刊)

頂妙寺藏版妙法蓮華經(昭和新版、昭和四七年刊)

(17) 科妙法蓮華經(徐注)

科妙法蓮華經(徐注)

(18) 淨嚴『冠經妙法蓮華經新註』

淨嚴『冠經妙法蓮華經新註』

(19) 赤松光映『校正妙法蓮華經』

赤松光映『校正妙法蓮華經』

(20) 『訓訳妙法蓮華經』(法華經普及会編)と所在△旧版頁・新版

『訓訳妙法蓮華經』(法華經普及会編)と所在△旧版頁・新版

(1) 大正新脩大藏經第九卷所收法華經本文及び品名、所在△頁・  
段・行▽

- (2) 法華經為章写本(叢山文庫藏)為字訓
- (3) 法華經為章板文(元禄十年刊)為字訓
- (4) 法華三大部補注の為字訓
- (5) 日相本妙法蓮華經の為字訓
- (6) 科注妙法蓮華經の為字訓
- (7) 山田嘉蔵氏旧藏方便品白点による訓読と所在△行▽(中田祝

- (23) 岩波文庫『法華經』と所在△卷・頁▽
- (24) 平樂寺版『妙法蓮華經<sub>開成新板</sub>』
- (25) 法華訳和尋跡抄の為字訓
- (26) 備考 (尋) は法華訳和尋跡抄の為字訓に関する言説、(山) は法華經山家本裏書の為字関係記事
- (27) 注 「訓訳」の新旧両版の異同、「岩波本」の初版、再版の異同
- 一、(2)～(6)、(9)、(11)、(15)、(25)の為字訓の欄について、為字訓のない場合は空欄とする。印は該当本文がないことを示す。\*印は、二ヶ所以上の為字訓が一括して示されてゐるものであることを示す。但し、それが、はつきり特定できるやうに示されてゐる場合は、\*印をつけない。(9)の十印は寿慶聖人によるものである。
- 一、板本為々章と活版本為々章はNo.416 (板一以、活一与) のほか、為字訓に關しては全同である。補注は、唐本(張明刊)、板本(慶安三年、寛文九年) 活版本(正統藏)とも為字訓は等しい。
- 一、(7)(8)(10)は全巻そろつたものではない。本文のない場合は空欄とする。(7)は方便品のみである。
- 一、(12)は分別品、神力品、囑類品を欠く。この部分、文政八年刊記の摩尼園藏版で補ふ。この部分、所在は巻行ではなく、頁、上下、行で示す。
- 一、(19)「徐注」は寛永八年版、慶安二年版、延宝四年版、寛文八年版、元禄四年版など多数ある(いづれも異版)。今回は、寛永版に

主としてより、慶安版、延宝版と比較して若干の補正をした。なほ、訓点は板本に刻されたものを示す。所持者による書き入れがそれもあり、興味深いが、今回はすべて割愛した。

一、(20)は、一如の注をもととした淨嚴の「冠注略解」によつて訓点を示した。

一、(13)(14)(16)～(21)においては、片仮名は通行字体にした。子→ネ、セ↓セなど。また、合字、又は漢字草体によるものは、印刷の都合により、片仮名で示した。

一、(22)は元版(大正5年初版)によつて示し、新版(昭和30年、仮名づかひを改める)の頁数も示した。若干の相違があるが、これは勿に示した。

一、(23)は改訂版によつて示した。初版との異同は勿に示した。

一、(24)は両点本の代表としてあげた。これ以前の版とみられるものがあるが、刊年不明ゆゑ、その明らかな平樂寺版によつた。

一、(25)、尋跡抄は為字の訓にかかる部分のみを示した。句読点などは若干改めた部分がある。山家本裏書は、為字に関連する部分を示した。関係記事のない場合は省略した。

一、各訓説において△▽はふり仮名を示す。( ) は補説を示す。

尋跡抄においては（ ）内は割注を示す。

(10) (12) (23) (24) は為字のよみの部分のみを示した。

、近代のものは(2)(22)(23)のみである。代表的なものをとりあげるにとどめた(22は代表的なものとはいへないが)。その他、いくつかのものについては、(2)の如く、頂妙寺版明治版の系統をひくもの、または、初版の系統をひくもの等があるが、それについては、補説を用意する。

(26) (27) は関係記事のない場合は省略した。(7) は省略する。

（掲載多品）から（徒地済出品）までを掲載する。  
今日はNo.36

以上

(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No
以 以 ヲモツテ	するがために （旧 216 新 226） （中 204）	六波羅蜜を満足せんと欲するをもつて布施を勧行せしに 六波羅蜜を満足せんと欲するをもつて布施を勧行せしに	為欲満足六波羅蜜 （提婆品 34b27） 六波羅密を満足せむと欲△オモ△フを為て布施を勧（め）て （69a6） （9）以	以 （3）以 （4）以 （5）以 （6）以													
かために （5—9） 112	（11）以 （15）以 （5—4） （15）以	（10） （12） （13） （14） （16） （17） （18） （19） （20） （21） （22） （23） （24） （25）															

名古屋大学文学部研究論集(文学)

No.	(26)	為於法故	(提婆品 34b 29)	364
(1)	以	(3) 以	(4) 以	(2)
(2)	法を為ての故(に)國の位を捐捨して	(5) 与	(6)	以
(3)	を為へ(も)▽(て)	(11)	(10)	以
(4)	のための	(5—14)	(12)	以
(5)	為於法故	(5—7)	(13)	以
(6)	以	(14)	(14)	以
(7)	為於法故	(15)	(15)	以
(8)	為於法故	以	(16)	以
(9)	為於法故		(17)	以
(10)	為於法故		(18)	以
(11)	為於法故		(19)	以
(12)	為於法故		(20)	以
(13)	為於法故		(21)	以
(14)	為於法故		(22)	以
(15)	為於法故		(23)	ノタメノ
(16)	為於法故		(24)	ノタメノ
(17)	為於法故		(25)	ノタメノ
(18)	為於法故		(26)	ノタメノ
(19)	為於法故			此為訓以。此タメト、モテト 讀也。
(20)	為於法故			(尋) 為モチ欲スル足セント此為訓以。此タメト、モテト 讀也。
(21)	為於法故			
(22)	法の為へため▽の故に國位を捨てて	(中204)		
(23)	のために	(旧216)		
(24)		新226		
(25)				
(26)				

(1) No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.
當為宣說	/	ワカタメニ	わがために	新 226)	誰か能く我が為へため／に大乗を説かん者なる	誰か能く我説二大乗者、	かために	(11)	か為に	(12)	誰能為我説大乘者	(提婆品 34 c 2)						
366				(中 204)									(5-18)	(5-8)		(4)	与	365
(提婆品 34 c 4)															(5)	与	34 c 2	
															(6)	向		
															(69 a 12)	(9)	四	



(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)
為 <small>レ</small> 求 <small>ニ</small> 大 <small>法</small> 故 <small>ニ</small>	ための 大法 <small>ヲ</small>	369	/	ノタメノ	のための (中206)	法の為 <small>ハ</small> ため <small>ハ</small> の故に精勤し給侍して乏しき所なからしめ	以 <small>ハ</small>	以 <small>ハ</small>	以 <small>ハ</small>	以 <small>ハ</small>	以 <small>ハ</small>	以 <small>ハ</small>	のための (5—30)	のための (5—13)					
(5—35)	(5—35)	(112)	(112)	(69b8)	(69b8)					(日217 新227)	(4) 以 <small>ハ</small>	(5) 以 <small>ハ</small>	(6) 以 <small>ハ</small>	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	
(5—16)																			

(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)
若 <small>レ</small> 為 <small>レ</small> 我 <small>カ</small> 解 <small>ゼ</small> 説 <small>ゼ</small>	かために 我 <small>カ</small> 解 <small>ゼ</small> 説 <small>ゼ</small>	370	/	ヲモツテノ	んがための (中206)	大法を求むるをもつての故に世の国王と作れりと雖も	与 <small>ハ</small>	与 <small>ハ</small>	与 <small>ハ</small>	与 <small>ハ</small>	与 <small>ハ</small>	与 <small>ハ</small>	与 <small>ハ</small>	与 <small>ハ</small>					
(5—38)	(5—38)	(113)	(113)	(69b12)	(69b12)					(日217 新227)	(3) 与 <small>ハ</small>	(4) 与 <small>ハ</small>	(5) 与 <small>ハ</small>	(6) 与 <small>ハ</small>	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
(5—17)																			

(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	
身 当 為 奴 僕 ト	身 当 為 奴 僕 ト	身 当 為 奴 僕 ト	身 当 為 奴 僕 ト	身 当 為 奴 僕 ト	と る へ し	我 為 解 說 ト	作 ト	作 ト	371	/	若 為 我 解 說 ト									
(15)	作	(5)	作	(6)	(11)	身 當 為 奴 僕 ト	(提婆品 34 c 13)	我 為 解 說 ト	(中 206)	(69 b 12)	若 為 我 解 說 ト	(旧 217)	若 為 我 解 說 ト	(新 227)	若 為 我 解 說 ト	若 為 我 解 說 ト	若 為 我 解 說 ト	若 為 我 解 說 ト	若 為 我 解 說 ト	若 為 我 解 說 ト
(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	と る へ し	(113)	身 當 為 奴 僕 ト	(5 — 39)	(3)	作 ト	(4)	作 ト	(5)	作 ト	(6)	作 ト	(7)	作 ト	
(15)	作	(5)	作	(6)	(11)	我 為 解 說 ト	(中 206)	我 為 解 說 ト	(69 b 15)	与 ク										
(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)
吾 當 為 汝 說 ト																				
(15)	与 ク	(5)	与 ク	(6)	(11)	我 當 為 汝 說 ト	(提婆品 34 c 16)	吾 當 為 汝 說 ト	(69 b 15)	与 ク										
(15)	与 ク	(5)	与 ク	(6)	(11)	我 當 為 汝 說 ト	(提婆品 34 c 16)	吾 當 為 汝 說 ト	(69 b 15)	与 ク										

(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)
普く諸の衆生の為△ため▽に大法を勤求して	373	/	汝がために	(中 206)	吾当△為△汝△說△	我當△為△汝△說△										
普為諸衆生	(提婆品 34 c 21)	与	(3) 与	(4) 与	(5) 与	(6) 与										
のため	(70 a 3)	(11)	(13)	(10)	普ク諸の衆生の為に大法を勤(め)求メキ	普ク諸の衆生の為に大法を勤(め)求メキ										
(5-49)	(5-49)	(5-49)	(5-49)	(5-49)	(5-49)	(5-49)	(5-49)	(5-49)	(5-49)	(5-49)						
与	与	与	与	与	与	与	与	与	与	与						
(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)						

(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)
ノタメニセズ	のために	(中208)	亦不 <sup>レ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 己 <sup>シ</sup> 身 <sup>シ</sup> 及 <sup>レ</sup> 以 <sup>ヒ</sup> 五 <sup>ハ</sup> 欲 <sup>ニ</sup> 樂 <sup>ス</sup>	亦不 <sup>レ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 己 <sup>シ</sup> 身 <sup>シ</sup> 及 <sup>レ</sup> 以 <sup>ヒ</sup> 五 <sup>ハ</sup> 欲 <sup>ニ</sup> 樂 <sup>ス</sup>	亦不 <sup>レ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 己 <sup>シ</sup> 身 <sup>シ</sup> 及 <sup>レ</sup> 以 <sup>ヒ</sup> 五 <sup>ハ</sup> 欲 <sup>ニ</sup> 樂 <sup>ス</sup>	亦不 <sup>レ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 己 <sup>シ</sup> 身 <sup>シ</sup> 及 <sup>レ</sup> 以 <sup>ヒ</sup> 五 <sup>ハ</sup> 欲 <sup>ニ</sup> 樂 <sup>ス</sup>	亦不 <sup>レ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 己 <sup>シ</sup> 身 <sup>シ</sup> 及 <sup>レ</sup> 以 <sup>ヒ</sup> 五 <sup>ハ</sup> 欲 <sup>ニ</sup> 樂 <sup>ス</sup>	亦不 <sup>レ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 己 <sup>シ</sup> 身 <sup>シ</sup> 及 <sup>レ</sup> 以 <sup>ヒ</sup> 五 <sup>ハ</sup> 欲 <sup>ニ</sup> 樂 <sup>ス</sup>	亦不 <sup>レ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 己 <sup>シ</sup> 身 <sup>シ</sup> 及 <sup>レ</sup> 以 <sup>ヒ</sup> 五 <sup>ハ</sup> 欲 <sup>ニ</sup> 樂 <sup>ス</sup>	亦不 <sup>レ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 己 <sup>シ</sup> 身 <sup>シ</sup> 及 <sup>レ</sup> 以 <sup>ヒ</sup> 五 <sup>ハ</sup> 欲 <sup>ニ</sup> 樂 <sup>ス</sup>	亦不 <sup>レ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 己 <sup>シ</sup> 身 <sup>シ</sup> 及 <sup>レ</sup> 以 <sup>ヒ</sup> 五 <sup>ハ</sup> 欲 <sup>ニ</sup> 樂 <sup>ス</sup>	ノタメニセズ	ノタメニ	ノタメニ	ノタメニ	/	のために	(中208)	
ノタメニセズ	のために	(中208)	亦己 <sup>カ</sup> か身及 <sup>レ</sup> 一以 <sup>ヘ</sup> オヨヒ <sup>ハ</sup> 五 <sup>ハ</sup> 欲 <sup>ニ</sup> 樂 <sup>ス</sup>	亦己 <sup>カ</sup> か身及 <sup>レ</sup> 一以 <sup>ヘ</sup> オヨヒ <sup>ハ</sup> 五 <sup>ハ</sup> 欲 <sup>ニ</sup> 樂 <sup>ス</sup>	亦己 <sup>カ</sup> か身及 <sup>レ</sup> 一以 <sup>ヘ</sup> オヨヒ <sup>ハ</sup> 五 <sup>ハ</sup> 欲 <sup>ニ</sup> 樂 <sup>ス</sup>	亦己 <sup>カ</sup> か身及 <sup>レ</sup> 一以 <sup>ヘ</sup> オヨヒ <sup>ハ</sup> 五 <sup>ハ</sup> 欲 <sup>ニ</sup> 樂 <sup>ス</sup>	亦己 <sup>カ</sup> か身及 <sup>レ</sup> 一以 <sup>ヘ</sup> オヨヒ <sup>ハ</sup> 五 <sup>ハ</sup> 欲 <sup>ニ</sup> 樂 <sup>ス</sup>	亦己 <sup>カ</sup> か身及 <sup>レ</sup> 一以 <sup>ヘ</sup> オヨヒ <sup>ハ</sup> 五 <sup>ハ</sup> 欲 <sup>ニ</sup> 樂 <sup>ス</sup>	亦己 <sup>カ</sup> か身及 <sup>レ</sup> 一以 <sup>ヘ</sup> オヨヒ <sup>ハ</sup> 五 <sup>ハ</sup> 欲 <sup>ニ</sup> 樂 <sup>ス</sup>	亦己 <sup>カ</sup> か身及 <sup>レ</sup> 一以 <sup>ヘ</sup> オヨヒ <sup>ハ</sup> 五 <sup>ハ</sup> 欲 <sup>ニ</sup> 樂 <sup>ス</sup>	亦己 <sup>カ</sup> か身及 <sup>レ</sup> 一以 <sup>ヘ</sup> オヨヒ <sup>ハ</sup> 五 <sup>ハ</sup> 欲 <sup>ニ</sup> 樂 <sup>ス</sup>	ノタメニセズ	ノタメニ	ノタメニ	ノタメニ	ノタメニ	ノタメニ	ノタメニ	
ノタメニセズ	のために	(中208)	キ(70a4)	キ(70a4)	キ(70a4)	キ(70a4)	キ(70a4)	ノタメニ	ノタメニ	ノタメニ									
ノタメニセズ	のために	(中208)	（提婆品 34c22）	（提婆品 34c22）	（提婆品 34c22）	（提婆品 34c22）	（提婆品 34c22）	（提婆品 34c22）	ノタメニ	ノタメニ	ノタメニ								

法華經為字和訓考——資料篇(五)——(田島)







(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)
唯願不為慮 不為慮 為慮	為△(まぎ)▽に なしたまはされ	當	唯し願(はく)は為に慮△オモ△ヒハカタマハ不レ	當	當	當	當	當	當	當	385	/	トナツテ(「ナ」は「サ」を訂す)	となり (中232)	菩薩の行を修し大法師と為△な△り漸く仏道を具して 新237)	為△大法師ト 為△大法師ト 為△大法師ト	為△大法師ト 為△大法師ト 為△大法師ト								
(15)	(14)	(13)	(12)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(21)	(21)	(21)	(21)	(21)	(21)	(21)	
5—325	5—154	レナシトハウタモヒリヲ レシエ	レカウタモヒリヲ レシエ	レカウタモヒリヲ レシエ	レカウタモヒリヲ レシエ	レカウタモヒリヲ レシエ	レカウタモヒリヲ レシエ	レカウタモヒリヲ レシエ	レカウタモヒリヲ レシエ	レカウタモヒリヲ レシエ	レカウタモヒリヲ レシエ	レカウタモヒリヲ レシエ	レカウタモヒリヲ レシエ	レカウタモヒリヲ レシエ	レカウタモヒリヲ レシエ	レカウタモヒリヲ レシエ	36 b 21	(121)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)		
																		(75 b)							

75  
b

(17) (16) (14) (13) (12) (10)	(1) No.	(26) (25) (24) (23) (22) (20) (19)
為レ貪ニ利養一故ニ	388	世に恭敬せらるゝこと六通の羅漢の如くならん 新239)
かための	(1) 為貪利養故 (勸持品 36c4)	のために (中236)
以	(2) 以 (3) 以 (4) 以 (5) 与 (6)	ラル、コトヲウルコト 得
を為へ(も)▽(て)	(7) 利養を貪ヘムサホルことを為ての故に 以	(尋) 為ミ世所ニ恭敬一為訓レ得。 (山) 為ヘタメニ・モトメテ▽
(15) 以	(8) 利養を貪ヘムサホルことを為ての故に 以	為々章・科註並訓レ得
(5-345)	(5-160)	(9)
(17) (16) (14) (13) (12) (10)	(1) No.	(26) (25) (24) (23) (22) (20) (19) (18)
為レ貪ニ名聞一故ニ	389	此の諸の此丘等は利養を貪るを為へもつ▽ての故に外道の 新239)
かための	(1) 為求名聞故 勸持品 36c6	以
以	(2) (無訓) (3) (無訓) (4) 以 (5) 与 (6)	んがために (中236)
を為へ(も)▽(て)	(7) 名聞を求(む)るを為ての故に 以	(尋) 為ミ利養一故文此為訓以。 次為レ求ニ名聞一故、亦同。
(15) 以	(8) 名聞を求(む)るを為ての故に 以	(山) 為 為々章・補注並訓以、科註訓レ得
(5-347)	(5-161)	(9)





二三一

新

八









(19) 有為無為	(18) 有為無為	(17) 有為無為	(16) 有為無為	(14) 有為無為	(13) 有為無為	(12) 有為無為	(10) 有為無為	(8) 有為無為	(2) 有為無為	(1) 有為無為	No.	(25) トス	(24) トス	(23) トス	(22) トス	(21) トス	(20) トス	(19) トス	(18) トス	(17) トス	
有為無為	作	作	405	/	トス	トス															
(15) 有為無為	(3)	(4)	(37c)	(37c)	(37c)	(37c)	(37c)	(37c)	(37c)	(37c)	(37c)	(37c)	(37c)								
(5—225)	(5—225)	(5—225)	(5—225)	(5—225)	(5—225)	(5—225)	(5—225)	(5—225)	(126)	(11)	(79a)	(79a)	(79a)	(79a)	(79a)	(79a)	(79a)	(79a)	(79a)	(79a)	(79a)
(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(6)	(9)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)
									作+												

法華經為字和訓考——資料篇(五)——(田島)

(22) 有為無為	(21) 有為無為	(20) 有為無為	(19) 有為無為	(18) 有為無為	(17) 有為無為	(16) 有為無為	(14) 有為無為	(13) 有為無為	(12) 有為無為	(10) 有為無為	(8) 有為無為	(2) 有為無為	(1) 有為無為	No.	(25) トス	(24) トス	(23) トス	(22) トス	(21) トス	(20) トス	
有為無為	有為無為	作	作	406	/	(音)	(音)	有為無為	有為無為	有為無為	有為無為										
(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)	(3)	(4)	(37c)	(37c)	(37c)	(37c)	(37c)	(37c)	(37c)	(37c)
(5—225)	(5—225)	(5—225)	(5—225)	(5—225)	(5—225)	(5—225)	(5—225)	(5—225)	(5—225)	(5—225)	(5—225)	(126)	(11)	(79a)	(79a)	(79a)	(79a)	(79a)	(79a)	(79a)	(79a)
(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(6)	(9)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)
									作+												



(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)
与	隨問為説	410	/	タメニ	ために	但大乗を以て為△ため△に解説して一切種智を得令△シ△メヨ	為に	与	(3)									
(3)	与	(安藥品			(旧 236)	(新 246)	而為解説	(80 a 5)	(2)									
(4)	与	38 a					(15)	(1)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(9)
(5)	与	12																(5)
(6)																		(6)

(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)
為に	(9)	与	和顏為説	411	/	タメニ	ために	間に隨つて為△ため△に説け	隨問	ために	間に隨(ひ)て為に説け	(128)							
									(3)	(4)	(5)	(6)							(11)
			顏△カホ△を和△ヤハ△ラカにして為に説け																(80 a 12)
																			(9)
																			与
																			(15)
																			(80 a 15)







(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)
而 不 為 說 是 法 華 經	418	/	タメニ	ために	為説諸經	為説諸經	為説諸經	為説諸經	為説諸經									
(15)	与	(5— 318)	a 14	(9)	与	(132)	(11)	与	(4)	与	(5)	与	(6)	与	(5— 711)	安樂品	39 a 7	四衆の中に於て為△ため▽諸經を説いて其の心をして悦ばしめ
(15)	与	(5— 318)	而 レとも為には是の法華經をは説	(き)	タマハ不△ス▽													(旧241 新252)
																		(中270)

83

(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)
為 大 法 王	為 大 法 王	為 大 法 王	為 大 法 王	為 大 法 王	為 大 法 王	為 大 法 王	為 大 法 王	として	是	(3)	是	419	/	タメニ	ために	而不為説是法華經	而不為説是法華經	而不為説是法華經	而不為説是法華經
(15)	是	(5— 321)	而 不 為 說 是 法 華 經	而 不 為 說 是 法 華 經	而 不 為 說 是 法 華 經	而 不 為 說 是 法 華 經	而 不 為 說 是 法 華 經	而 不 為 說 是 法 華 經	是△(こ)▽れ	(83 b 2)	(9)	39 a 14				(旧241 新252)			
(15)	是	(5— 321)	(132)	(11)	而 レ大法の王として法を以て一切衆生を	として	(5— 724)	(132)	是	(4)	是								



(26)	(尋) 則為大失 <small>ハリス</small> 為訓是。	No. 422
(1)	為說此法	(安樂品 39 a 26)
(2)	與	(3) 与
(3)	諸の方便を以て為に此の法を説	(4) 与
(4)	為△(ニ)▽れ	(5) 与
(5)	ために	(6) 与
(6)	(5—75)	(84 a 6)
(7)	(5—335)	(9)
(8)	能為難事	(安樂品 39 b 2)
(9)	作	(3) 作
(10)	能ク難き事を為△ナ▽ス	(4) 作
(11)	を為るか如きには	(5) 作
(12)	をなせる	(6) 作
(13)	(5—767)	(84 a 12)
(14)	(5—339)	(9) 作
(15)	能為難事	
(16)	能為難事	
(17)	能為難事	
(18)	能為難事	
(19)	能為難事	
(20)	能為難事	
(21)	能為難事	
(22)	能為難事を為△な▽すことあるには王鬱中の明珠を解ひて	
(23)	能為難事	
(24)	能為難事	
(25)	能為難事	
(26)	能為難事	
人	（日 243 新 294）	
ため	（中 274）	
タメニ		
/		
(26)	(尋) 如有勇健能為難事一トアル也。同意也。	No. 423
(1)	能為難事	(安樂品 39 b 2)
(2)	作	(3) 作
(3)	能為難事	(4) 作
(4)	能為難事	(5) 作
(5)	能為難事	(6) 作
(6)	能為難事	
(7)	能為難事	
(8)	能為難事	
(9)	能為難事	
(10)	能為難事	
(11)	能為難事	
(12)	能為難事	
(13)	能為難事	
(14)	能為難事	
(15)	能為難事	
(16)	能為難事	
(17)	能為難事	
(18)	能為難事	
(19)	能為難事	
(20)	能為難事	
(21)	能為難事	
(22)	能為難事を為△な▽すことあるには王鬱中の明珠を解ひて	
(23)	能為難事	
(24)	能為難事	
(25)	能為難事	
(26)	能為難事	
ヲナスコト		
をなす	（中 276）	
（尋）如有勇健能為難事一トアル也。同意也。		
人	（日 243 新 294）	
ため	（中 274）	
タメニ		
/		

No.	(1) 為諸法王	(安樂品 39 b 4)	424
(2)	是	(3) 是	(4) 是
(8)	為レ諸法の王として忍辱の大力智慧の宝藏あり	(5) 作是	(6) 是
(9)	是		
(10)	為△(こ)▽れ	(134)	(11) 是
(11)	として	(5—770)	
(12)	為ニ諸法王ト	(15)	是
(13)	為諸法王	(5—340)	
(14)	為諸法王		
(15)	為諸法王		
(16)	為諸法王		
(17)	為諸法王		
(18)	為諸法王		
(19)	為ニ諸法王ト		
(20)	為諸法王		
(21)	為諸法王		
(22)	為△△▽れ諸法の王忍辱の大力智慧の宝藏あり		
(23)	新254)		
(24)	コレ		
(25)	是		
(26)	(尋) 為諸法王文為訓是。		
		(84 a 14)	
	(旧 243)		

(8) 末後に乃し為に是の法華を説くことは

(84  
b  
3)

(9)

(10) 為△(こ)▽れ

134

{11}

与

34

.1)

ために (5—779)

5  
344

1

一 フ  
(15) 与 (5—344)

四  
243

新







(26)	(25)	(24)	ノタメニ
(8)	(2)	(1)	No. 435
四衆(の)為に法を説くこと千万億劫を逕テ	与(3)与(4)与(5)与(6)与	為四衆説法(安樂品39c13)	(尋)莊嚴 <sup>シドウ</sup> 聞 <sup>テ</sup> 法 <sup>ヲ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 人 <sup>ノ</sup> 說 <sup>ク文</sup> :
のため(10)	のため(9)	のため(8)	/
のため(11)	のため(12)	のため(13)	為 <sup>ニ</sup> 四衆 <sup>ノ</sup> 説 <sup>レ</sup> 法 <sup>ヲ</sup> (5—839)
のため(14)	のため(15)	のため(16)	為 <sup>ニ</sup> 四衆 <sup>ノ</sup> 説 <sup>レ</sup> 法 <sup>ヲ</sup> (5—367)
のため(17)	のため(18)	のため(19)	為 <sup>ニ</sup> 四衆 <sup>ノ</sup> 説 <sup>レ</sup> 法 <sup>ヲ</sup>
のため(20)	のため(21)	のため(22)	為 <sup>ニ</sup> 四衆 <sup>ノ</sup> 説 <sup>レ</sup> 法 <sup>ヲ</sup>
のため(23)	のため(24)	のため(25)	為 <sup>ニ</sup> 四衆 <sup>ノ</sup> 説 <sup>レ</sup> 法 <sup>ヲ</sup>
起つて法輪を転じ衆の為 <sup>ハ</sup> ため <sup>バ</sup> に法を説くこと千万億劫	起つて法輪を転じ衆の為 <sup>ハ</sup> ため <sup>バ</sup> に法を説くこと千万億劫	起つて法輪を転じ衆の為 <sup>ハ</sup> ため <sup>バ</sup> に法を説くこと千万億劫	(85b8)
(中282)	(中282)	(中282)	

(25)	(24)	ノタメニ
(8)	(2)	No. 436
其の衆の中に於て最トモ為レ上首唱導の師なり	是(3)是(4)是(5)作是(6)作	最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(涌出品40a25)
これ(10)	これ(9)	これ(8)
最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(139)	最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(5—923)	最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(139)
最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(11)	最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(5—405)	最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(11)
最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(12)	最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(13)	最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(12)
最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(14)	最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(15)	最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(14)
最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(16)	最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(17)	最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(16)
最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(18)	最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(19)	最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(18)
最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(20)	最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(21)	最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(20)
最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(22)	最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(23)	最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(22)
最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(24)	最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(25)	最 <sup>モ</sup> 為 <sup>ニ</sup> 上首唱導之師(24)
其の衆中に於て最も為 <sup>ハ</sup> こ <sup>バ</sup> れ上首唱導の師なり	其の衆中に於て最も為 <sup>ハ</sup> こ <sup>バ</sup> れ上首唱導の師なり	(87a11)
(中292)	(中292)	(中292)

(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)
是	コレ	為△何所來	為△何所來	為△何所來	為△何所來	為△何所來	為△何所來	為△何所來	為△何所來	為△何所來	為△何所來	為△何所來	為△何所來	為△何所來	為△何所來	誰為其說法	(涌出品)	437	/	
(尋)為△何所來可爾讀。為訓是。	(山)為△マサニ。	(中)298	(中)251	(新)263													40b 28			
セン△為々章・科註並訓定、補注訓是																				

(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	
是	コレ	為△何所來	為△何所來	為△何所來	誰為其說法	誰為其說法	誰為其說法	誰為其說法	誰為其說法	誰為其說法	誰為其說法	誰為其說法	誰為其說法	誰為其說法	誰為其說法	誰為其說法	誰為其說法	誰為其說法	438	/
(尋)為△何所來可爾讀。為訓是。	(山)為△マサニ。	(中)298	(中)302	(新)263	其のために	誰か其の為△ため△に法を説き教化して成就せる														
セン△為々章・科註並訓定、補注訓是																				

No.	為求仏道故 (涌出品 41b 19)	以 (3) 以 (4) 以 (5) 以与 (6) 与	為求仏道故 (涌出品 41c 4)	作 (3) 作 (4) 作 (5) 作 (6) 作
(1)	かための (5-1117)	(11) 以 (91a 4)	マヒテ (91b 2)	(8) 如來は太子と為ヘイ▽マイシ時に釈の宮ヘミヤ▽を出(て)タ
(2)	（5-483）	(14) 以	（145）	ト為(り)たまへり
(3)	(15) 以	(14) ましましとき (5-1139)	(9) 作	(2) 作
(4)	(11) 以	(15) 作 (5-493)	(11) 作	(3) 作
(5)	(9) 以	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(4) 作
(6)	(14) 以	(14) ましましとき (5-1139)	(14) ト為(り)たまへり	(5) 作
(7)	(14) 以	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(6) 作
(8)	(14) 以	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(7) 作
(9)	(14) 以	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(8) 作
(10)	(14) 以	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(9) 作
(11)	(14) 以	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(10) 作
(12)	(14) 以	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(11) 作
(13)	(14) 以	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(12) 作
(14)	(14) 以	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(13) 作
(15)	(14) 作	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(14) 作
(16)	(14) 作	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(15) 作
(17)	(14) 作	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(16) 作
(18)	(14) 作	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(17) 作
(19)	(14) 作	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(18) 作
(20)	(14) 作	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(19) 作
(21)	(14) 作	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(20) 作
(22)	(14) 作	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(21) 作
(23)	(14) 作	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(22) 作
(24)	(14) 作	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(23) 作
(25)	(14) 作	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(24) 作
(26)	(14) 作	(14) ト為(り)たまへり	(14) ト為(り)たまへり	(25) 作

No.	如來為太子時 (涌出品 41c 4)	作 (3) 作 (4) 作 (5) 作 (6) 作	如來為太子時 (涌出品 41b 19)	作 (3) 作 (4) 作 (5) 作 (6) 作
(1)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(2)	（新267）	（旧256）	（旧256）	（新268）
(3)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(4)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(5)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(6)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(7)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(8)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(9)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(10)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(11)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(12)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(13)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(14)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(15)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(16)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(17)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(18)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(19)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(20)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(21)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(22)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(23)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(24)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(25)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）
(26)	（中310）	（中312）	（中312）	（中312）





(12) (10) (8) (2) (1) No.	446	(25) (24) (23)	(22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (14) (13) (12)
のため ために	願仏為未来 （涌出品 42 a 24） ノモツテノ （中 321）	/	かための （5— 1228） 為求二 佛道一故 （5— 527） 以
(93 a 13) (5— 1232) (11)	願 (はく) は仏未來の為に演説して開解 (せ) 令 (め) タマヘ （6）	（中 320）	佛道を求むるをもつての故に下の空中に於て住せり （旧 259）
(14) (13) (12) (10) (8) (2) (1) No.	447	(25) (24) (23)	(22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (14) (13)
願今為解説 （涌出品 42 a 26） ノタメニ （中 322）	/	のために （旧 259 新 271）	願 (はく) は仏未來の為へために演説して開解せしめたまへ （5— 538） 与
(15) 与 （5— 529）	願 (はく) は今為に解説シタマヘ （6） （93 a 16） 与	（147） （11）	（147） （11）

(25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16)

願今為解説シトヘ  
願今為解説シトヘ  
願今為解説シトヘ  
願今為解説シトヘ  
願今為解説シトヘ  
願今為解説シトヘ  
願今為解説シトヘ  
願今為解説シトヘ  
願今為解説シトヘ  
願今為解説シトヘ

タメニ  
(中  
322)

願はくは今為ために解説したまへ

(旧  
260)(新  
271)